

賃貸借契約書（案）

長野県知事 阿部 守一（以下「賃借人」という。）と〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇以下「賃貸人」という。）は、次の条項により、物品の賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 賃借人、賃貸人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人の両者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人の両者間で用いる計量単位は、仕様書（設計図書）に特別に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書（設計図書）における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（賃借物品）

第2条 賃借物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1) 品名 マイナンバー利用事務系パーソナルコンピュータ5台及び周辺機器一式

(2) 規格 機器構成は構成表のとおり

(3) 数量 5台

(4) 詳細は仕様書のとおり

（賃借期間等）

第3条 賃借物品の賃借期間、引渡し日及び場所並びに返還日及び場所は、次のとおりとする。

(1) 賃借期間 令和6年8月24日から令和9年12月31日まで

(2) 引渡し日及び場所 令和6年8月23日 長野県健康福祉部介護支援課、長野県諏訪保健福祉事務所及び長野県伊那保健福祉事務所

(3) 返還日及び場所 令和10年1月以降の日で賃借人と賃貸人が協議して定めた日及び場所
（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は、月額 〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

2 1月に満たない月については、〇〇〇〇(注1)とする。

((注1) 第4条第2項については、受託者決定後、協議の上記載する。)

（契約保証金）

第5条 賃貸人は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に賃借人に支払うものとする。

2 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(契約保証金の納付を免除する場合)

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第〇号の規定によりその納付は免除する。ただし、賃貸人が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(引渡し及び検査)

第6条 賃貸人は、第3条に規定された引渡し日及び場所に賃貸人の負担で搬入し、使用できる状態にするものとする。

2 賃借人は、賃借物品の引渡しを受けるときは、賃貸人の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けけるものとする。

3 賃貸人は、前項の規定による検査の結果不合格となった賃借物品について、賃借人の規定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は賃貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

第7条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで、賃借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

2 賃借人は、賃借物品を、善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。

3 賃借人は、賃借物品の全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃貸人は、利用月の翌月に(注2)、賃借期間に応じた賃貸借料支払請求書を賃借人に提出するものとし、賃借人はこの請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

((注2 第8条第1項については、受託者決定後、協議の上締め日を決定し、記載する。))

(設置場所の変更)

第9条 賃借人は、第3条第2号に規定する設置場所を変更できるものとする。

2 前項に規定する設置場所の変更は賃借人と賃貸人協議の上で行うものとする。

3 賃借人は前項の規定により設置場所の変更を行った場合、直ちに賃貸人に通知するものとする。

(返還等)

第10条 賃貸人は、賃借物品の返還を受けるときは、賃借人の立ち合いの上でその検査を行うものとする。

2 撤去に直接要する費用は、賃貸人の負担とする。

(賃貸物品の滅失等)

第11条 賃借人は、賃借物品がその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第 12 条 賃貸人は、賃借物品の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において当該賃借物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(物品の保守等)

第 13 条 賃貸人は、賃借人が物品を常に完全な状態で使用できるよう保守等の責任を負うものとする。

(1) 保守の窓口については、ハードウェア及びソフトウェアの窓口を一本化するものとする。

(2) 設置場所訪問による修理・取替え（設置場所で完了しない場合は代替機対応）を原則とする。

2 前項に規定する保守等に必要な費用は、賃貸人が負担するものとする。

(保険及び損害の賠償)

第 14 条 賃貸人は、賃借物品に賃貸人の負担により動産総合保険を付するものとする。

2 賃貸人は、賃借人が故意又は重大な過失により賃借物品に損害を与えた場合は、その賠償を賃借人に請求できる。

3 前項の場合において、賃借人が負担する賠償金は、動産総合保険で補填された額の範囲内において免れる。

(権利義務の譲渡、承継)

第 15 条 賃貸人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 賃貸人は、賃借人の責に帰すべき事由により賃借物品に損害を生じたときは、賃借人に損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は賃貸人と賃借人が協議して定めるものとする。

(契約解除)

第 17 条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 賃貸人が、第 3 条第 1 項に規定する期限までに賃借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。

(2) 賃貸人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から賃借人が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、賃貸人がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 17 条の 2 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第 17 条の 3 賃借人は、賃借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人にその賠償を請求することができる。

3 前項の賠償金は、第 4 条の月額賃貸借料に第 3 条の賃貸借期間満了日までの残余月数を乗じた金額とする。

（債務不履行の損害賠償）

第 18 条 賃貸人は、その責に帰すべき事由により、第 3 条第 1 項に規定する引渡し日までに貸借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡しした日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

2 賃借人は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を第 3 条第 1 項に定める返還日までに返還しないときは、当該期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。

3 賃借人は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を滅失又はき損したときは、代品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を賃貸人に支払わなければならない。

4 賃借人は、その責に帰すべき事由により、第 8 条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。

5 賃貸人は、第 12 条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。

6 賃貸人は、第 17 条及び第 17 条の 2 の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

7 前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付に代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は当該担保をもって違約金に充当することができるものとする。

8 賃貸人は、第 1 項又は第 6 項の場合において、賃借人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えたときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 19 条 賃貸人は、第 17 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わ

なければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 17 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 20 条 賃貸人は、当該契約に係る業務の遂行にあたり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第 22 条 賃貸人は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報資産の取り扱い）

第 23 条 賃貸人は、本契約により取り扱う情報資産については別紙「情報資産等取扱特記事項」を順守しなければならない。

（A）この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、賃借人と賃貸人が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、賃借人と賃貸人が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] （A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

賃借人 住 所	長野市大字南長野字幅下 692-2
職・氏名	長野県知事 阿 部 守 一 印

賃貸人 住 所	〇〇〇〇
法 人 名	〇〇〇〇
代表者職・氏名	〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

別紙（第 22 条関係）

個人情報取扱特記事項

1 特記事項

（個人情報の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（再委託の原則禁止）

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

2 説 明

(1) 個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

従来の契約書には、「業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と規定する場合が多いが、ここでいう個人情報は、秘密にあたるか否かを問わず個人に関するすべての情報をいう。

(2) 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

実施機関から引渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理を義務づけるものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(3) 個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還又は廃棄の義務を課したものである。

この場合の取り扱う個人情報には、実施機関から渡されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集したものがある。

(4) 個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の目的外使用、第三者への提供を禁止するものである。

この場合の取り扱う個人情報には、実施機関から渡されたもの、又は、業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

(5) 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

実施機関から引渡された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、実施機関の承諾を得て行うものとする。

(6) 再委託の原則禁止

個人情報を取り扱う業務について、原則として再委託を禁止するものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(7) 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、実施機関の指示に従う義務を課したものである。

別紙（第 23 条関係）

情 報 資 産 等 取 扱 特 記 事 項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第 1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第 2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第 3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第 4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第 5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第 6 受託者は、受託者の職員に対し、個人情報保護に関する法律第 67 条に規定する従事者の義務及び第 176 条から第 180 条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第 7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。
2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

（作業場所の特定）

第 8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時における報告）

第 9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

機器構成表

No.	項目	品名	メーカー	型番	数量	単位
1	パソコン				5	台
2	マウス				5	個
3	マウスパッド				5	個
4	Microsoft Office				5	式
5	生体認証装置				5	式

(別紙)

納入場所及び台数内訳一覧

所属課所名	電話番号	住所	台数
健康福祉部介護支援課	026-235-7121	〒380-8570 長野市大字南長野幅 下692-2 4階	1
諏訪保健福祉事務所	0266-53-6000	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎2階	2
伊那保健福祉事務所	0265-78-2111	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎1階	2